

各 位

(一社) 山口県自動車整備振興会
事 業 課

「自家用車活用事業に供される自動車（ライドシェア）」及び
「タクシー事業に供される軽自動車（軽タクシー）」における
年次検査等について

時下、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、自家用車活用事業（ライドシェア）の制度が創設されたこと、また、内燃機関を有する軽自動車についてもタクシーとしての活用が認められたこと（軽タクシー）に伴い、これらの用に供する自動車については、通達等により継続検査の他、1年ごとに「年次検査」を受けることが定められております（参考1・2参照）。

当該年次検査につきましては、自動車技術総合機構（以下、「自動車機構」という）並びに軽自動車検査協会（以下、「軽検協」という）、指定自動車整備事業者でのみ受検が可能となります。

これを受けまして、今般、別添1・2のとおり、自動車機構及び軽検協において、検査場に持ち込まれた場合の年次検査（保安基準適合性の確認）に関する事務取扱を定められるとともに、国土交通省より、別添3のとおり、指定自動車整備事業者が当該年次検査を実施する際の運用を定めた旨、当会宛に通達等がありましたので、お知らせいたします。

なお、通達等において、当該事業に供する車両については、「年次点検（12か月ごとに行う詳細な点検）」を自動車点検基準別表第3に沿って行うことも定められておりますが、継続検査時において、年次点検（自動車点検基準別表第3）を行った場合については、道路運送車両法で定められる法定定期点検（自動車点検基準別表第6）の内容が包括的に行われたという判断となりますことを申し添えます。

※本件については、既に業務連絡にて、通達改正等のお知らせしておりますが、本文書に添付する資料は全て最新版となっておりますので、ご承知おきください。

記

1. 添付資料

- ・別添 1：独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程の制定について
(事務連絡、令和 8 年 2 月 1 9 日付)
<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/hbh5ss0000002c0r-att/i5ss5i000000047l.pdf>
- ・別添 2：「軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程」の制定について
(2 0 2 6 軽検第 4 3 号の 6、令和 8 年 2 月 1 3 日付)
<https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/etc/#link10>
- ・別添 3：「指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について(依頼)」等について(国自整第 7 8 号、令和 8 年 6 月 2 5 日付)
- ・別添 3－2：(別紙様式) 年次検査合格証
- ・別添 3－3：【参考資料】指定自動車整備事業者における年次検査について
- ・別添 3－4：【意見照会回答】指定自動車整備事業者による年次検査
- ・参考 1：自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について
(国自整第 2 8 3 号、令和 6 年 3 月 2 9 日付)
※令和 8 年 6 月 2 5 日に業務連絡で展開した「【改正溶け込みし】」から、一部修正されております。業務連絡(6 月 2 5 日付)に添付した資料も差し替えております。
- ・参考 1－2：【意見照会回答】車両整備管理通達
- ・参考 1－3：「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」における中間点検の取扱いについて(事務連絡、令和 8 年 1 月 3 0 日)
- ・参考 2：一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について
(国自整第 4 9 号、令和 8 年 6 月 1 日付)
- ・参考 3：運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応について(依頼)
- ・参考 4：一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について(依頼)
(国自整第 5 0 号、令和 8 年 6 月 1 日)
- ・参考 5：自家用車活用事業(ライドシェア)にかかる年次検査 F A Q
(自動車技術総合機構)

2. 国土交通省ホームページ

日本版ライドシェア(自家用車活用事業)関係情報

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000051.html

以上

事 務 連 絡

令和 8 年 2 月 1 9 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

独立行政法人自動車技術総合機構

企 画 部
検 査 部

独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程の制定について

近年、地域交通の維持・確保や多様な移動ニーズへの対応が求められる中、法人タクシー事業者による交通サービスを補完するため、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した有償運送事業（以下、「自家用車活用事業」という。）について「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付け国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け国自整第283号）にて取扱いが定められており、当該事業に供される自動車については、道路運送車両法に基づく検査に加え、直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過するまでの間に道路運送車両の保安基準（以下、「保安基準」という。）への適合性を確認する年次検査を受検することが求められております。

また、年次検査の実施方法については、指定自動車整備工場の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官、検査対象軽自動車においては軽自動車検査協会の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することとなっております。

今般、これを受け、独立行政法人自動車技術総合機構法第12条第6号に掲げる附帯業務として、自家用車活用事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（年次検査）に関する事務取扱を別添「独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程」として新たに定めましたので、年次検査の確実な実施がされるよう関係者へ周知方お願いいたします。

独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程

制定 令和 8 年 2 月 9 日規程第 34 号
一部改正 令和 8 年 3 月 3 1 日規程第 44 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 12 条第 6 号に掲げる附帯業務として、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和 6 年 3 月 29 日付け国自安第 181 号、国自旅第 431 号、国自整第 282 号）及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和 6 年 3 月 29 日付け国自整第 283 号）に基づき実施する自動車の保安基準適合性の審査（以下「年次検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、当該事務の公正、かつ、円滑な遂行を図ることを目的とする。

(適用)

第 2 条 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が行う年次検査に係る業務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第 3 条 この規程における用語の定義は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）その他の関係法令並びに独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（平成 28 年規程第 2 号）によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 「自家用車活用事業」とは、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送をいう。
- 二 「法人タクシー事業者」とは、自家用車活用事業に係る道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 3 号の規定の許可を受けたタクシー事業者をいう。

(年次検査の実施方法)

第 4 条 年次検査は、法人タクシー事業者からの年次検査受検申出書（様式 1）を用いた申出により実施する。

- 2 法人タクシー事業者は、年次検査の受検を申し出る場合、検査の予約を取得するものとする。
- 3 予約及び予約確認並びに検査事務については、継続検査と同じ方法（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添 124 の「法第 62 条第 1 項の規定による継続検査」については、「年次検査」と読み替える。）により実施するものとし、その具体的手続き及びその他必要な事項は別に定めるところによるものとする。
- 4 機構は、年次検査の結果、保安基準に適合する場合（OBD 検査の合格を含む。）は、その

結果について書面により通知するものとする。

(手数料の納付)

第5条 機構は、年次検査の実施前に、受検者に対して自動車検査証の提示並びに、自動車検査票及び年次検査受検申出書（様式1）の提出を求めるものとする。

2 年次検査を受ける者は、小型自動車にあつては1,500円、小型自動車以外の自動車にあつては1,600円の手数料（消費税相当分を含む。）を機構に納めるものとする。手数料の納付は自動車審査証紙をもってするものとする。

(年次検査の拒否)

第6条 機構は、次の各号に掲げる場合には、年次検査を行わないことができる。

- 一 前条第2項の手数料が納入されていないとき。
- 二 年次検査の実施が著しく困難な状態で車両が提示されたとき。
- 三 その他定められた手続によらないで年次検査の申出が行われたとき。

附則[令和8年2月9日規程第34号]

1 この規程は、令和8年3月1日から施行する。

附則[令和8年3月31日規程第44号]

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

年次検査専用

受検日 年 月 日

独立行政法人自動車技術総合機構 理事長殿

年次検査受検申出書

下記の車両について「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）」に定められた年次検査の受検を申し出ます。

記

【 車 両 情 報 】

登 録 番 号 :

車 台 番 号 :

【 受 検 者 情 報 】

法人タクシー事業者名 :

法人タクシー事業者住所 :

受 検 者 氏 名 :

受 検 者 連 絡 先 :

予約確認欄

年次検査手数料用審査証紙貼付箇所 普通車1,600円、小型車1,500円

2026 軽検検第 43 号の 6
令和 8 年 2 月 13 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

軽自動車検査協会
検 査 部

「軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程」の制定について

近年、地域交通の維持・確保や多様な移動ニーズへの対応が求められる中、法人タクシー事業者による交通サービスを補完するため、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した有償運送事業（以下「自家用車活用事業」という。）について「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和 6 年 3 月 29 日国自安第 181 号、国自旅第 431 号、国自整第 282 号）及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和 6 年 3 月 29 日国自整第 283 号）にて取扱いが定められており、当該事業に供される自動車については、道路運送車両法に基づく検査に加え、直近の継続検査等の日から起算して 11 か月が経過する日から 12 か月が経過するまでの間に道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）への適合性を確認する年次検査を受検することが求められています。

また、年次検査の実施方法については、指定自動車整備工場の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官、検査対象軽自動車においては軽自動車検査協会の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することとされています。

これを受け、軽自動車検査協会業務方法書第 16 条第 6 号に規定する附帯業務として、自家用車活用事業に供される検査対象軽自動車の年次検査の実施に関する取扱いを別紙「自動車検査協会年次検査事務取扱規程」（令和 8 年 2 月 13 日協会規程第 2 号）のとおり定めたので、貴連合会におかれましても、年次検査の確実な実施がされるよう関係者へ周知方よろしく願いいたします。

軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程

令和8年2月 13 日
協 会 規 程 第 2 号

最終改正 令和8年6月 11 日協会規程第 14 号

(目的)

第1条 この軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程は、軽自動車検査協会業務方法書（昭和48年8月7日協会規程第14号）第16条第6号に規定する「国等からの委託に基づき実施する業務であって、軽自動車の検査事務の実施に付随し、又は関連する業務」として、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて（令和6年3月29日国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）」に基づく自家用車活用事業に供される自動車並びに「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和8年6月1日国自旅第37号）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日国自整第49号）」に基づくタクシー事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（以下「年次検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、当該事務の公正、かつ、円滑な遂行を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 軽自動車検査協会（以下「協会」という。）が行う年次検査に係る業務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、その他の関係法令及び軽自動車検査協会検査事務規程（昭和48年9月26日協会規程第14号）によるほか、次の各号に定める。

- 一 「自家用車活用事業」とは、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送をいう。
- 二 「法人タクシー事業者」とは、自家用車活用事業に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の規定において許可を受けたタクシー事業者又は軽自動車を導入したタクシー事業者をいう。

(年次検査の実施場所・実施方法等)

第4条 年次検査は、法人タクシー事業者からの申出により、最寄りの事務所、支所及び分室において実施するものとする。

- 2 年次検査に係る予約及び予約確認並びに検査事務については、継続検査（持込検査）と同じ方法（保安基準の適合性の確認における道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

(平成 14 年国土交通省告示第 619 号) 別添 124 の適用について、同別添中「法第 62 条第 1 項の規定による継続検査」とあるのは、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和 6 年 3 月 29 日国自整第 283 号）及び一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和 8 年 6 月 1 日国自整第 49 号）による年次検査」と読み替えるものとする。）により実施するものとし、実施に関する具体的取扱いとは別に定めるところによるものとする。

- 3 協会は、年次検査の結果、保安基準に適合する（OBD 検査を含む。）場合は、その結果について書面により年次検査を受検する者（以下「受検者」という。）に通知するものとする。
- 4 年次検査の結果、保安基準に適合しない（OBD 検査を含む。）場合であっても、限定自動車検査証の交付は行わないものとする。

(受検書類及び手数料の納付)

第 5 条 協会は、年次検査の実施前に、受検者に対して自動車検査証の提示並びに軽自動車検査票及び年次検査受検申出書（様式 1）の提出を求めるものとする。

- 2 協会に対し年次検査を申し出る者は、検査対象軽自動車 1 両につき 2,100 円（消費税相当分を含む。）を協会に納入するものとする。なお、法第 102 条第 2 項に基づく審査用技術情報管理事務に係る手数料（いわゆる技術情報管理手数料）の納入は要しない。
- 3 年次検査に係る手数料の収納については、検査手数料収納事務取扱規程（昭和 48 年 9 月 17 日協会規程第 15 号）により理事長が指定した者により行わせることとし、当該収納事務の具体的取扱いについては別に定めるところによるものとする。
- 4 手数料の収納については、様式 2 の収納済印影を使用するものとする。

(年次検査の拒否)

第 6 条 協会は、次の各号に掲げる場合には、年次検査を行わないことができる。

- 一 前条第 2 項の手数料が納入されていないとき。
- 二 年次検査の実施が著しく困難な状態で軽自動車が提示されたとき。
- 三 その他定められた手続によらないで年次検査の申出が行われたとき。

附則

この規程は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

附則〔令和 8 年 3 月 31 日協会規程第 5 号〕

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則〔令和 8 年 6 月 11 日協会規程第 14 号〕

- 1 この規程は、令和 8 年 6 月 11 日より施行する。
- 2 自家用車活用事業の年次検査の申出については、改正後の様式 1 にかかわらず、改正前の様式 1 を使用することができる。

様式1（年次検査受検申出書）

年次検査専用

受検日 年 月 日

軽自動車検査協会 理事長殿

年次検査受検申出書

下記の車両について

- ☐ 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）
☐ 一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日国自整第49号）

※いずれかに✓を入れること

に定められた年次検査の受検を申し出ます。

記

【車両情報】

車両番号：

車台番号：

【受検者情報】

法人タクシー事業者名：

法人タクシー事業者住所：

受検者氏名：

受検者連絡先：

予約確認欄

年次検査手数料印影表示箇所

様式 2 (手数料収納済印影)

手数料納付印 ≈0000 円 自動車技術総合機構	手数料納付印 00.00.00 0000000 ≈00000 円 軽自動車検査協会
--	---

国 自 整 第 7 8 号

令和8年6月25日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局

自動車整備課長

指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び
一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について（依頼）

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、各地方運輸局自動車技術安全部長
及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し
周知徹底いただき、適切かつ円滑な年次検査の実施に協力方お願いします。

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車及び
一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の年次検査の実施について

地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（以下「自家用車活用事業」という。）に供する自家用車及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する軽自動車の車両整備管理については、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付け、国自整第283号。）」及び「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日付け、国自整第49号。）」（以下単に「両通達」という。）において定めたと

ころ。
両通達2.（1）において、法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車又は旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に基づく検査（以下「継続検査」という。）に加えて両通達に基づく年次検査（以下単に「年次検査」という。）を行い、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）の適合性を確認することとしており、当該年次検査は、両通達2.（3）において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官（検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員）が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認するものとしている。

については、指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱いを別添のとおり定めたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、適切かつ円滑な年次検査の実施について指導されたい。

指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱い

- (1) 年次検査は、道路運送車両法第 94 条の5第1項前段及び第4項の規定に準じて点検及び必要な整備並びに検査を行うこととする。この場合において、同条第1項中「国土交通省令で定める技術上の基準により点検し」とあるものは、「指定自動車整備事業規則(昭和 37 年運輸省令第 49 号)第 6 条第 1 項第 1 号の基準により点検し」と、「保安基準適合証及び保安基準適合標章(第 16 条第 1 項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証)」とあるものは、「年次検査合格証」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。なお、年次検査合格証の交付については、依頼者に電子メールにより送付等することができることとする。
- (2) 年次検査合格証の様式は、別紙様式とする。
- (3) 指定自動車整備事業者は、年次検査を行った場合、道路運送車両法第 94 条の6(第1項第5号を除く)の規定に準じ、指定整備記録簿に当該年次検査に関する事項を記載し、その記載の日から2年間保存すること。この場合において、指定整備記録簿の備考欄に年次検査である旨を記載することとする。
- (4) その他の年次検査に係る指定自動車整備事業者に係る取扱い等については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(令和2年4月1日付け、国自整第 353 号)」別添 1(第 3 及び第 4 に限る。)、別添 3(第 3、第 4 及び第 5 に限る。)及び別添 6(第 2 に限る。)並びに「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成 18 年 3 月 2 日付け、国自整第 126 号)」に準じるものとする。
- (5) 道路運送車両法第 94 条の 8 第 1 項の規定による行政処分を受け、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止の期間においては、当該事業場において年次検査を行うことはできないこととする。

以上

別紙様式 年次検査合格証

年次検査合格証	
年 月 日交付	
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	
次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。	
年次検査の年月日 年 月 日	
自動車検査員の氏名	
自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	

別紙様式 年次検査合格証

年次検査合格証	
年 月 日交付	
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	
次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。	
年次検査の年月日 年 月 日	
自動車検査員の氏名	
自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	

指定自動車整備事業者における 年次検査について

令和8年6月
物流・自動車局
自動車整備課

年次検査について

年次検査とは

- ◆ 自家用車活用事業の用に供する自家用車及び旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車は、継続検査に加えて、**有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、「年次検査」を受け、保安基準に適合することを確認する必要があります。**
- ◆ 年次検査は、最寄りの自動車技術総合機構・軽自動車検査協会で実施されるほか、**指定自動車整備事業者も実施**できます。

自家用車活用事業とは

- ◆ 日本版ライドシェアと呼ばれる、地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月から開始されたタクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスです。

年次検査のフロー

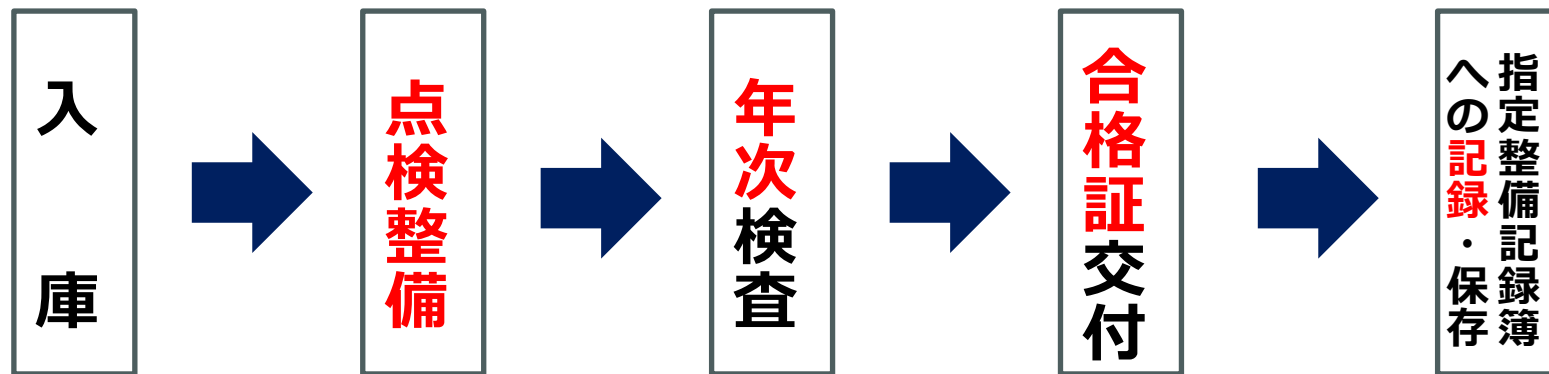
指定自動車整備事業者における年次検査のフロー

◆ 継続検査と同様の流れで、年次検査を行います。

◆ 年次検査の内容は、継続検査と同じです。

※ただし、依頼者に交付するものが異なります。

※指定整備記録簿に年次検査の記録を行ってください。



※赤字の部分が継続検査と少し違います。

継続検査との違い

- ◆ 点検整備は、事業用自動車の項目を使用してください。
- ◆ 検査に合格すれば、年次検査合格証を交付してください。
- ◆ 指定整備記録簿の備考に「年次検査」の旨を記載してください。



Q. 年次検査の実施には、事前に届出等の手続きが必要ですか。

A. 指定自動車整備事業者であれば、必要ありません。

Q. 年次検査は指定をされていない認証工場でもできますか。

A. 指定工場のみが実施できます。認証工場は点検整備を行い、自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会にて年次検査を受けることは可能です。

Q. 年次検査は自動車検査員以外の者が実施できますか。

A. 自動車検査員のみが年次検査を実施できます。

Q. 訪問特定整備で年次検査は可能ですか。

A. 指定整備と同様、自事業場にて点検整備及び検査を行う必要があります。

Q. 検査前の点検項目はどれですか。

A. タクシーと同じ、自動車点検基準の別表第3
(事業用自動車等の定期点検基準)、シビアコンディション、
特殊な構造及び装置に関する点検となります。

Q. 年次検査に伴い行う点検整備は指定整備の扱いになりますか。

A. 年次検査に伴う点検整備は、指定整備とは法的な位置づけが
異なりますが、その実施方法等は指定整備に準じて行う必要
があります。

Q. 年次検査の料金はどのように設定するのですか。

A. 工数などから各社で適正な料金を設定してください。
また、事前に料金を提示するなど依頼者との間でトラブルと
ならないように注意してください。

Q. 年次検査の車両がO B D検査対象の場合は、O B D検査を実施するのですか。

A. 指定整備時と同じく、自事業場で検査機器として届出している検査用スキャンツールを用いてO B D検査モードで検査します。

Q. 年次検査に合格しなかった場合はどうするのですか。

A. 継続検査と同様に基準不適合箇所を整備し、再度年次検査を行ってください。

Q. 年次検査に係る指定整備記録簿の保存期間は何年ですか。

A. 指定整備記録簿と同じ2年間です。

Q. 自社の業務システムが、年次検査に対応していないので指定整備記録簿が保存できません。

A. 紙での保存でも構いません。

Q. 年次検査合格証は紙で交付するのですか。

A. 紙の合格証を交付するほか、PDF化したものを電子メールで送付すること等の電磁的方法で送信することも可能です。

Q. 年次検査合格証はどのように用意するのですか。

A. 国土交通省のホームページにて、年次検査合格証の様式を掲載していますので、ご活用ください。

Q. 年次検査合格証には何を記載するのですか。

A. 様式を定めていますので、その様式の項目を埋めてください

Q. 年次検査において違反をした場合の処分はどうなりますか。

A. 自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け、国自整第126号） に準じて扱われます。

Q. 年次検査合格証は、だれに交付するのか。

A. 年次検査合格証は依頼者に交付してください。

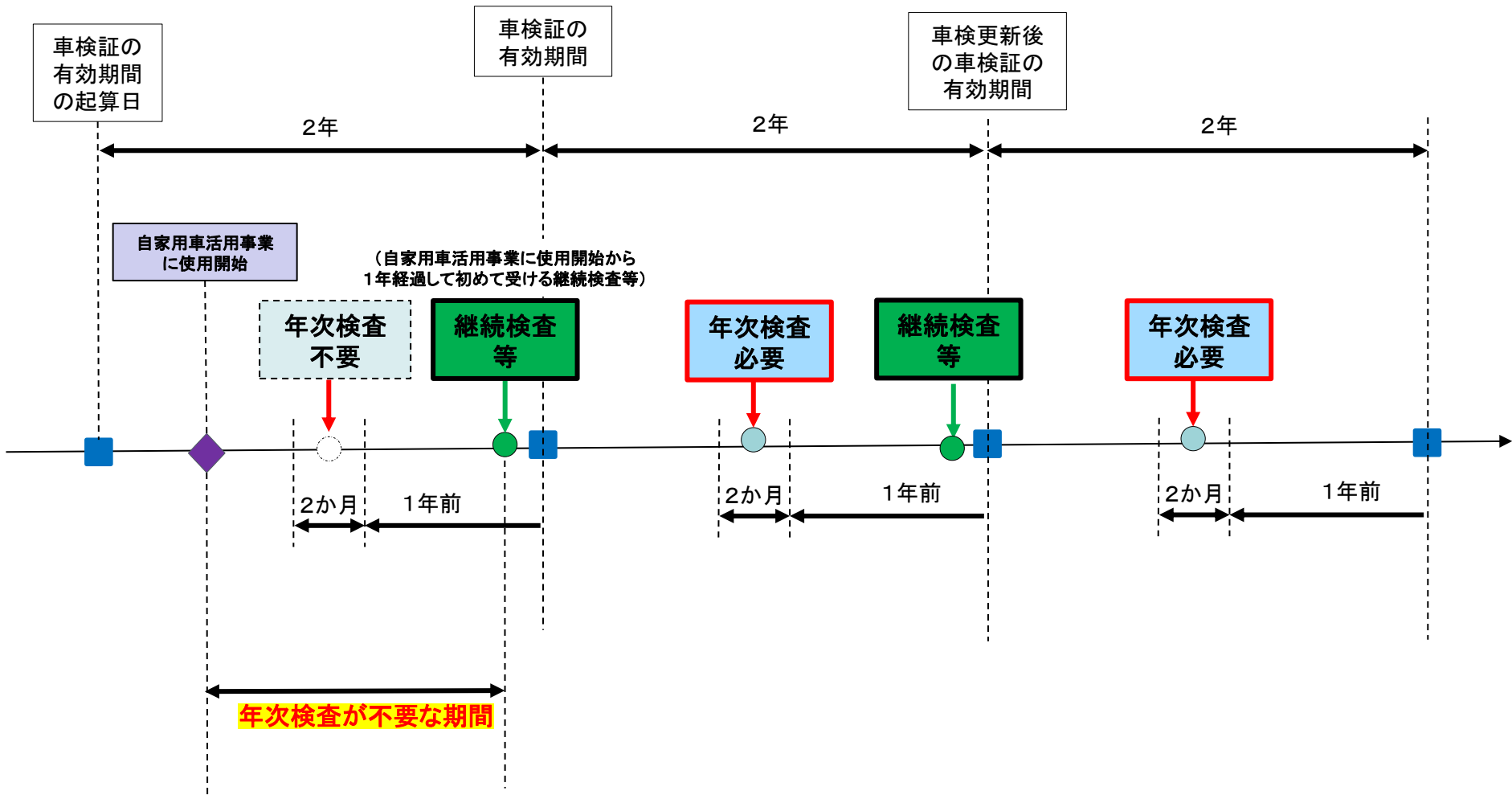
Q. 法人タクシー事業者から年次検査合格証だけほしいと依頼があったが、点検整備や検査をせずに交付して良いか。

A. 交付できません。

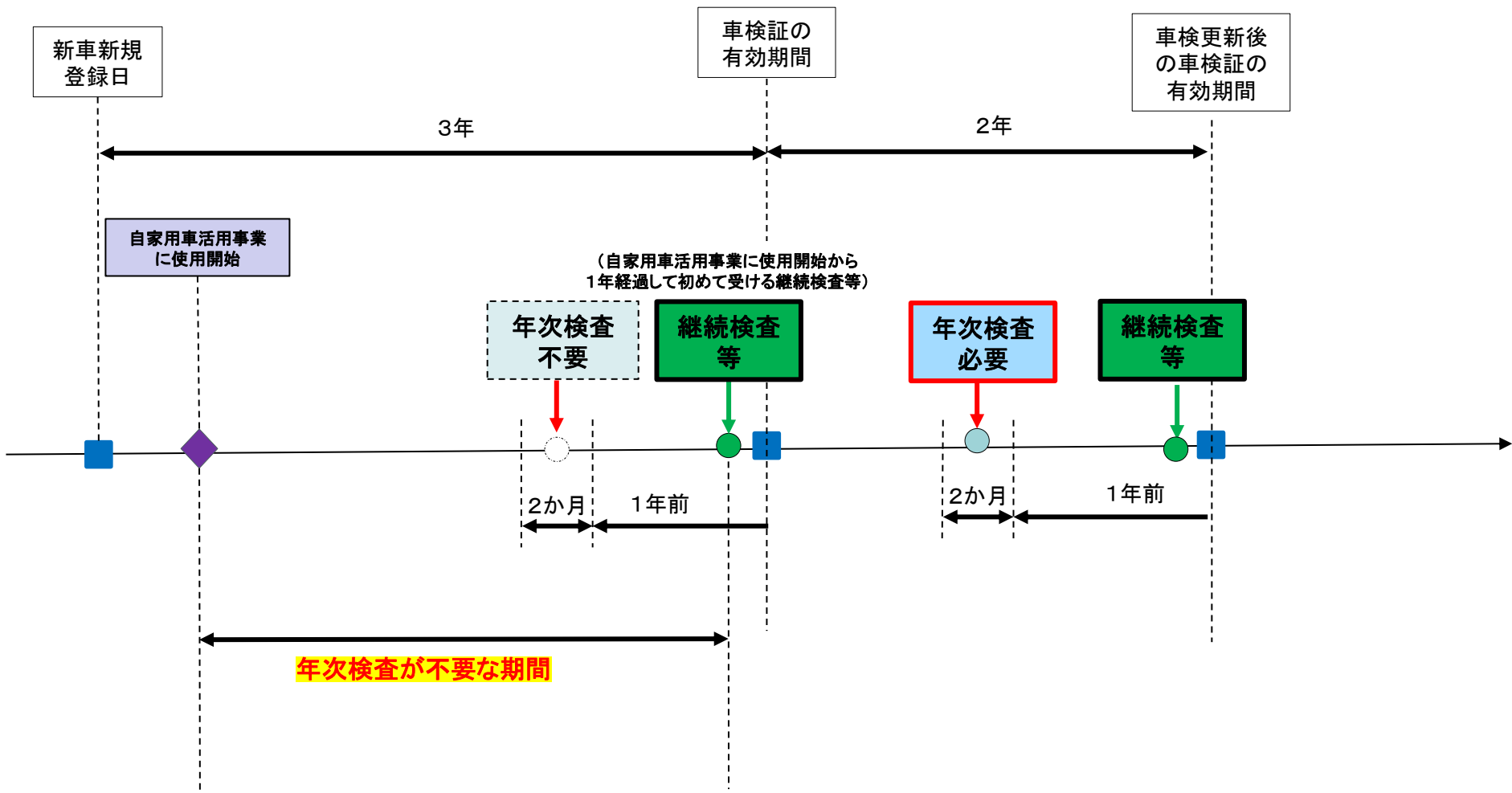
Q. 自家用車活用事業の用に供する自家用車に係る年次検査の時期について、教えてほしい。

A. 次のページに自家用車活用事業に使用開始する時期ごとに図に示していますので、参考にしてください。

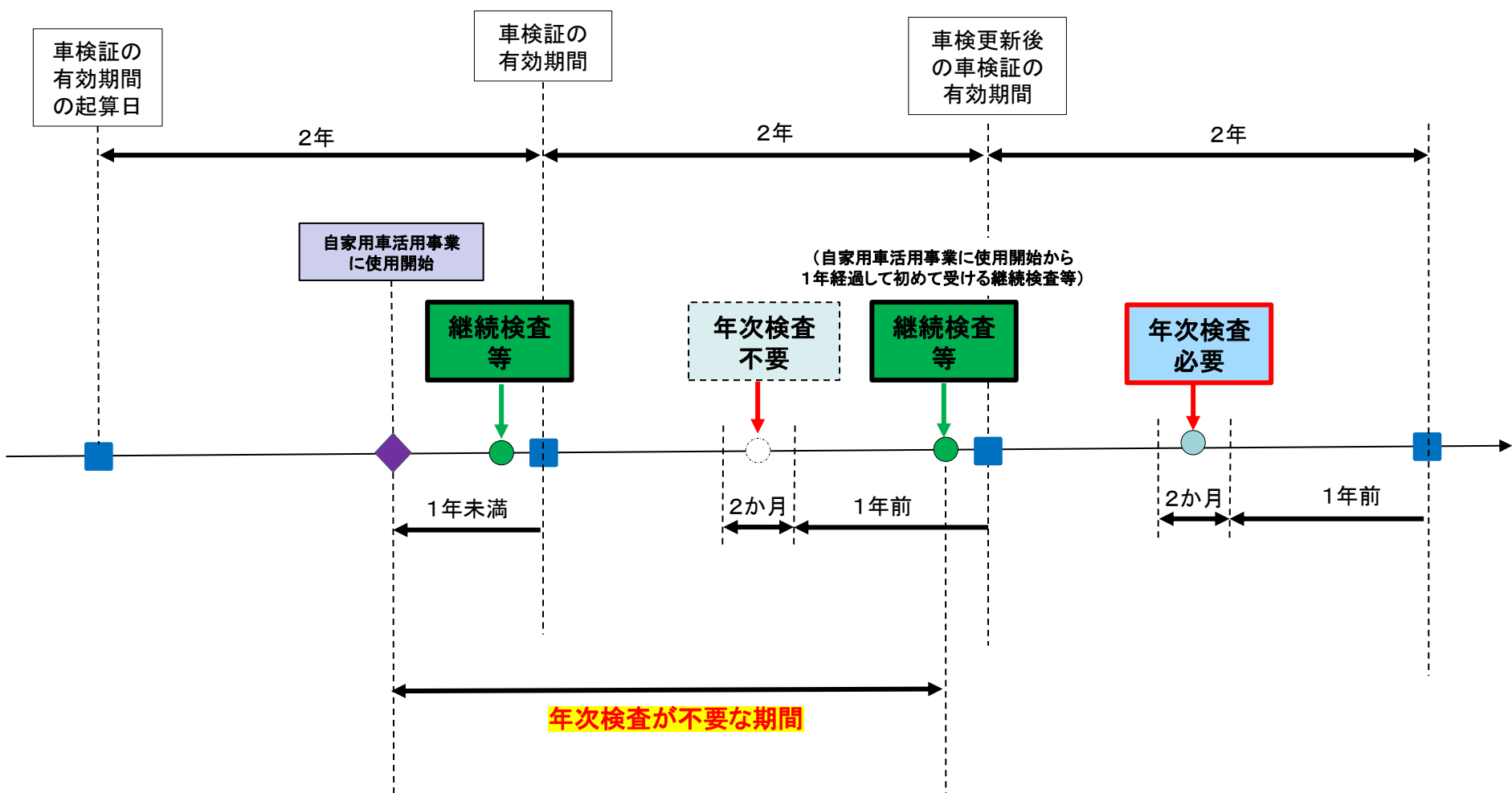
自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年超①



自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年超②



自家用車活用事業に使用開始から車検まで1年未満



「指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査の実施について(依頼)」(案)に関する意見への回答

令和8年6月25日

国土交通省物流・自動車局自動車整備課

番 号	提出機関名	意 見	理 由	コメント
1	札幌 振興会	記(2)文中の「点検を行う場合は、」を「点検は、」に修正してはどうか。	指定整備事業者が行う年次検査は、車両法第94条の5に準じて行うことから当該事業場での点検実施は必須と解釈しているが、そうであれば、はっきりした表記が良いと思慮。	ご意見のとおり修正しました。
2	札幌 振興会	記(3)文中の「年次検査合格証を、」を「指定整備記録簿を、」に変更してはどうか。	年次検査合格証に記載しようとしている内容は指定整備記録簿で網羅されているため不要と考えます。年次検査合格証の発行は指定自動車整備事業者にとって手間になる。	年次検査合格証は法人タクシー事業者において保管する必要があり、年次検査に合格していることを明確化するため必要と考えます。
3	福岡 振興会	継続検査(2年毎)時に使用する記録簿は別表6でよいのか？	年次点検は12ヵ月ごとの項目(別表3)とあるが、継続検査に関する記載がなく別表6で点検を行うのか分からない。(使用者が行う点検のため記載がないのか)	別表6になります。(御見込みのとおり継続検査(2年毎)については使用者の義務として記載していません。)
4	福岡 振興会	自動車点検基準別表第6による定期点検を行った場合は、開始前点検に代えることができるかとあるが、これは継続検査時の点検も含むのか。	1年及び2年点検両方を含むのか分からない。	含みます。
5	福岡 振興会	FAQ④に、「年次検査に伴う点検整備は、指定整備とは異なります」とあるが何が異なるのか。	指定整備に準じて行うと記載があるため何が異なるのかが分からない。(適合証等を交付しないため異なるのか？)	法的な位置づけが異なるという意味です。(FAQを修正しています。)
6	福島 振興会	電子車検証の券面に「自家用車活用事業の用に供する自家用車」である旨、記載してもらいたい	年次検査の依頼を受けた指定工場が、当該車両を「自家用者活用事業の用に供する自家用車」であると判断できず、依頼者から通常の点検を求められたものと誤認してしまうおそれがある。 その結果、本来必要な年次検査ではなく、別表6に基づく点検を実施してしまう可能性がある。 また、年次検査に限らず、車検時においても誤って別表6による点検を行ってしまうおそれがある	自家用車活用事業の用に供する自家用車及び旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車の点検及び年次検査については、法人タクシー事業者が整備管理を行うことから、どの点検項目を行うかの責任は一義的に法人タクシー事業者にあることから誤認防止も含めて法人タクシー事業者が果たすべきこととしております。 そのため、指定事業者における年次検査の依頼については、法人タクシー事業者より指定事業者はその旨の書面等により依頼することとしております。 以上の点から車検証への記載・記録は行いません。
7	兵庫 振興会	年次検査合格証様式 様式フォーマットへの入力をもって交付しても良いか。	確認です。検査員氏名については「署名」まで求めずに「記名」されていれば良いと考えられるため。	問題ありません。
8	兵庫 振興会	年次検査合格証の「控え」について。	年次検査合格証の「控え」は人必要と思慮されるが、保存についても記録簿に順次2年間と解して良いか。	基本的に指定整備記録簿の記録・保存により指定整備事業者側の証票としていますが、控えを保存することは妨げません。
9	兵庫 振興会	指定事業者における年次検査実施する際は、「指定整備取扱規定」に年次検査実施する際の審査要領等の記載が必要なのでしょうか。	指定事業者における年次検査実施の際、合格証交付は法94条の5第1項前段に準じて行うものと記載がありますので事業場管理責任者が交付となり、その際、指定整備記録簿の備考欄に「年次検査」の旨を記載されていることを確認の上交付する必要があるため。	年次検査に関する業務を事業場全員が理解して適切に実施するためには、記載が望ましいと言えます。
10	兵庫 振興会	「自動車整備事業者の行政処分等の基準について」に準ずるとの記載があるが、準ずる部分は「保安基準に適合していることを証明」した部分のみにして処分基準に準ずるものと理解してよいか。	「自動車整備事業者の行政処分等の基準」の加筆・改正など発生しないのかの確認。	法的な位置づけが異なるため、「自動車整備事業者の行政処分等の基準について」を全てそのまま読み替えて適用することはできませんが、準じて扱うこととしています。個別の事例により判断するため、かかる事例が発生した場合はまずは運輸支局にご相談ください。
11	兵庫 振興会	FAQ①について	FAQ①「年次検査は認証工場でもできますか」に注釈として「認証工場にて12が月点検を行い、機構もしくは軽協にて年次検査を受けることは可能な旨を記載すればいかがか。	ご意見を踏まえてFAQを修正しました。
12	愛知 振興会	(2) 年次検査に…点検を含む。))に基づき点検整備～ →(2) 年次検査に…点検を含む。))に基づき点検整備～	括弧が多いため、誤字と思われる	ご意見を踏まえ、構成を見直しました。
13	愛知 振興会	年次検査合格証の記載について、印字で良いか	確認です	問題ありません。

14	愛知 振興会	(1)および(4)の「指定自動車整備事業者」を削除してはどうか	題目が「指定自動車整備事業者における年次検査の実施に係る取扱い」のため不要と思われる	原案のままとさせていただきます。
15	静岡 振興会	年次検査合格証の控えの保存(データ送信で交付した場合にはデータの保存)義務を追加したら如何か。	タクシー事業者は、検査結果の写しの2年間保管等の義務があり、紛失等が生じた場合、再交付するケースも考えられることから。また、控えを保管させることにより、交付漏れ等の防止につながるため。	指定整備記録簿の記録・保存により指定整備事業者側の証票としていますが、控えを保存することは妨げません。
16	北海道運輸 局	年次検査合格証には、署名、押印は不要で良いか。	電子メールでの送付が認められているので、不要という理解でよいか確認です。	不要です。
17	北海道運輸 局	指定整備工場で行う際の検査費用は、事業者側が自由に決めることができるとの理解でよろしいか。	認識に誤りがないか確認です。	年次検査に係る料金は、指定事業者において自由に設定いただけます。ただし、FAQに記載のように事前に料金を提示するなど依頼者との間でトラブルとならないように注意してください。
18	北海道運輸 局	電子メール等により年次検査を依頼した者へ送付等する場合のファイル形式について、編集不可能な形式にすることを明記する必要があると思慮します。	取扱いが不明なため。	法人タクシー事業者における偽造があった場合、指定整備記録簿によりその真偽を確認するため、不要と考えております。
19	北海道運輸 局	自動車整備事業の取扱い及び指導要領(令和2年4月1日付け、国自整第353号)及び自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成18年3月2日付け、国自整第126号) ↓ 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領(令和2年4月1日付け、国自整第353号)」及び「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成18年3月2日付け、国自整第126号)」	誤読防止のため。	ご意見のとおり修正しました。
20	北海道運輸 局	年次検査合格証の控えに係る取扱い如何。	控えに係る記述がないため。	指定整備記録簿の記録・保存により指定整備事業者側の証票としていますが、控えを保存することは妨げません。
21	北海道運輸 局	その他の取扱いは「自動車整備事業の取扱い及び指導要領」等に準じるとあるが、指導要領中「保安基準適合証」とあるのは、「年次検査合格証」と読み替え、別添3の2、別添3の3についても準用するという理解で良いか。	その場合、年次検査合格証を紙で交付する際はワンライティング方式で、用紙の綴りを自動車整備振興会にて配布することとなるが、そのような情報は得られていないため。また、本通達との間に様々な矛盾が生じるように考えられるため。	年次検査合格証に係る部分はその他の扱いに該当しません。(そのために通達に特別の扱いを規定しています。)
22	北海道運輸 局	前項意見の理解が誤っている場合、指導要領等に準じる取扱いの範囲如何。	本通達との間に様々な矛盾が生じるように考えられるため。	本通達に規定する事項は、年次検査を継続検査と同様に行うことを前提に、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領」における解釈に疑義のある点を整理したものです。
23	北海道運輸 局	指定工場に年次検査にかかる料金揭示の義務はあるか。	確認のため。	料金揭示の義務はありません。ただし、FAQに記載のように事前に料金を提示するなど依頼者との間でトラブルとならないように注意してください。
24	北海道運輸 局	年次検査を受けるべき期間以外に発行された年次検査合格証は有効か。	依頼者との間でトラブルの原因となりかねないため、確認したい。	年次検査を受けるべき期間に年次検査を受けることを含めて法人タクシー事業者の責務となります。
25	北海道運輸 局	車両が年次検査を受けるべき期間にあるかを確認する義務は整備工場にあるか。	同上。	年次検査を受けるべき期間に年次検査を受けることが依頼者である法人タクシー事業者の責務となります。 一方、両者のトラブル防止の観点から「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」(令和6年3月29日付け、国自整第283号)及び「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について」(令和8年6月1日付け、国自整第49号)2.(3)に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。」を追加しています。
26	北海道運輸 局	年次検査を受けるべき期間以外に発行された年次検査合格証によって当該車両は年次検査を受けたと見なされるか。	本通達の定める範囲ではないと思料するが、他項目と併せて確認したい。	年次検査の検査日が、年次検査を受けるべき期間内である場合には、年次検査を受けたこととなります。
27	北海道運輸 局	本通達がタクシー協会やタクシー事業者へ周知されるのか確認したい。	年次検査合格証の様式や電子メールによる取扱い等、タクシー事業者が把握すべき事項について記載があるため。	本通達及び関連通達は、自動車交通部長にも発出していますので、自動車交通部とも連携して周知を図ってください。
28	東北運輸局	車検と年次検査で同一の「適合証等」を読み替える運用は、現場での誤発行などのミスを誘発することが懸念される。意図しない過失で事業者が不利益処分を被ることが無いよう、全国統一の運用マニュアル等を作成すべきと考えます。	意見です。	そのために説明資料を用意しています。

29	東北運輸局	処分を前面に出すと事業者が年次点検の受入れを敬遠することが予想されるので、(5)後段の「行政処分」に係る部分の記載は不要と考えます。	意見です。	必要です。
30	東北運輸局	(5)で準用してい指導要領及び処分基準について、以下のどちらを想定しているのかお伺いしたい。 ①年次検査に対して独立して処分基準を適用する ②指定整備事業へ処分基準を適用する際に違反点数へ合算する	独立して適用するのか合算なのか、法に基づかない通達上の制度で、車両法上の処分を課せる根拠が不明確なため。	法的な位置づけが異なるため、「自動車整備事業者の行政処分等の基準について」を全てそのまま読み替えて適用することはできませんが、準じて扱うこととしています。個別の事例により判断するため、かかる事例が発生した場合は本省にご相談ください。
31	東北運輸局	(5)には各通達で示されている条項の準用規定も記載されたい。	通達内で示されていない法令条項は参照先として不十分なため、各条項の準用規定を明記されたい。	本通達に規定する事項は、年次検査が継続検査と同様に行うことを前提に、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領」における解釈に疑義のある点を整理したものです。ご意見を踏まえ、修正しました。
32	東北運輸局	適合証交付の停止となっている指定整備事業者が年次検査合格証を交付できない様に本通達内に規定されたい。	現状では指定整備の処分を受けている事業場が年次検査及び年次検査合格証の交付を行うことができないよう規定すべきではないか。	ご意見を踏まえ、(5)に追加しました。
33	東北運輸局	年次検査の依頼者は運送事業者か、自動車の使用者かご教示ください。	車両管理通達では「法人タクシー事業者」が「年次検査を行うこと」と「保安基準に適合することを確認すること」を指示している。また、機構や軽検協への依頼も法人タクシー事業者と使用者が併記される様になっている。これらを踏まえると、年次検査の依頼者は運送事業者であると思うところ、特に、メールの送付先に影響するものであるため、明確化した方が良いのではないかと考えています。	依頼者は法人タクシー事業者ですが、当該法人タクシー事業者の管理の下、自動車の使用者が指定整備事業者に依頼する可能性もあります。
34	東北運輸局	年次検査合格証に依頼者の欄を追記すべきであるとする。	依頼者に交付をするというのが一般的だと考えます。	依頼者自体の情報は年次検査と関係がないため不要としています。
35	東北運輸局	年次検査合格証の複数交付や再交付について規定する予定はないでしょうか。	以下のパターンが想定されるため、規定をお願いしたい。 ・法人タクシー事業者が合格証の回収をもって適合性を確認する ・紛失 特に前者は複数のタクシー事業者と契約をする自家用ユーザーが存在しないとも限らない一方、契約するタクシー事業者ごとに年次点検・年次検査を行うことはユーザーの負担のみならず指定整備事業場の工数としても現実的ではないものと考えますので、一定のルール付けが必要ではないかと考えます。	印刷や電子メールでの送付による交付を想定しており、整理番号による管理は想定していません。記載ミスがあった場合の訂正及び印刷や電子メールによる依頼者への再交付は可能とします。
36	東北運輸局	機構や軽検協の様式による整備事業者への申し出をさせるようにした方が良いのではないかと。	一般人が継続検査と年次検査の差を理解していない可能性もあり、指定整備事業場の負担軽減として説明を行う手間を省くために、あれば年次検査、なければ継続検査と簡易に判別する手段があった方が良いのではないかと。	年次検査を受けるべき期間に年次検査を受けることが依頼者である法人タクシー事業者の責務となります。指定整備事業者への申し出については、メールベタ打ちなどの様々な方法が考えられるため、様式は定めません。
37	東北運輸局	監査時には年次検査の指定整備記録簿(検査結果部分)の確認を省くことは可能か。	事業者指導を兼ねているため同時に確認できる場合には確認を行うものと考えるが、分けて保存している等の場合には指定整備の数量次第では確認することを省略しても良いのではないかと。	監査を行う運輸局・支局にて適切にご判断ください。
38	東北運輸局	年次検査の実施に関して車両法第94条の7を準用していないことには何か理由があるのでしょうか。	確認です。	法的な位置づけが異なるため、刑法その他の罰則の適用については準用していません。
39	東北運輸局	年次検査の料金を完成検査の料金と異なる金額とすることは可能か。	行政として個々の事業者等の料金設定プロセスに立ち入ることはできないことは理解しているが、その様な相談がされた際の参考とさせていただきます。	年次検査に係る料金は、指定整備事業者において設定ください。ただし、FAQに記載のように事前に料金を提示するなど依頼者との間でトラブルとならないように注意してください。
40	関東運輸局	メールで添付されている「(概要・FAQ)指定整備工場における年次検査」の内容については、通達発出時には指定自動車整備事業者にも共有できる内容としていただきたい。	当該通達案のみで、指定自動車整備事業者が年次検査の実施に係る取扱いを誤りなく理解しつつ、年次検査を適切に行うことは困難であることが予想されるため。	その予定であり、国交省HPにも掲載する予定です。
41	関東運輸局	年次検査は新たな制度にもかかわらず、既存の指定工場が届出等を行わずに実施できることにした理由は如何に	確認です。	継続検査と同様に行うこととしている年次検査について、届出等は不要と考えます。

42	関東運輸局	「点検は別表3により行う」旨は、現行案の(2)のように「行う場合」として記載するのではなく、「法第94条の5第1項、第4項の「国土交通省令で定める技術上の基準」をどう読むのか」を記載すべきではないでしょうか。	・現行案(2)のように「行う場合」という記載は、行わない場合が存在しないときは不相当と考えます。 ・現行案(2)の規定があったとしても、(1)の説明で、「普通の自家用車としての点検項目を実施する」という説明が残ってしまっていると思います。 ・また、たとえ3か月前に12か月点検項目を実施しても12か月点検項目を実施するということかと思いますが、現行案(2)の書き方だとそのことが不明確ではないでしょうか(通常の指定整備については、一度して指定規則第6条を挟むため12か月の全項目となるが、今の(2)の書き方だと同条項を挟まずに別表第3を示しているため)。	ご意見を踏まえ、修正しました。
43	関東運輸局	(3)について、以下の修文が適当と考えます。 (×)電子メール等により年次検査を依頼した者へ送付等することをもって年次検査合格証を交付したものとする。 (○)年次検査合格証の交付は、年次検査を依頼した者への電子メール等による送付でもよい。	現行案の書き方だと、電子メール等で交付しなければ交付したものとならない、と読めます。	ご意見を踏まえ、修正しました。
44	関東運輸局	OBD検査の扱いが不明確ではないでしょうか。	・OBD検査は法令上、保安基準不適合となる場面が継続検査等の限られた場面のみとなっていると思います。 ・機構の年次検査事務取扱規程でいうところの「4…OBD検査の合格も含む」に相当する記載がありませんが、OBD検査も必要であることが読み切れるでしょうか。	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添124において、「法第94条の5第1項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。」とあり、年次検査は、道路運送車両法第94条の5第1項前段及び第4項の規定に準じて検査を行うこととしていることから、年次検査においてもOBD検査対象の場合は、OBD検査を実施する必要があります。
45	関東運輸局	年次検査を受検できる期間かどうかの確認、及び、期間から外れていた場合の扱いについて記載する必要はないでしょうか。	いつでも受検が可能な継続検査と異なり、年次検査は、早く受検しすぎると年次検査として成立しないと思います。	年次検査を受けるべき期間に年次検査を受けることが依頼者である法人タクシー事業者の責務となります。 一方、両者のトラブル防止の観点から「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」(令和6年3月29日付け、国自整第283号)及び「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について」(令和8年6月1日付け、国自整第49号)J2、(3)に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。」を追加しています。
46	関東運輸局	Q&Aについて、「Q. 訪問特定整備で年次検査は可能ですか。 A. 自社の整備工場外での年次検査はできません。」とありますが、回答はシンプルに「出来ません。」あるいは「指定整備と同様、自事業場にて点検整備及び検査を行う必要があります。」とすべきではないでしょうか。	元の回答だと、同じ会社であれば何か許されるかのように読めます。訪問特定整備制度も始まったばかりで理解も薄い中、あらめ誤解をされないようにした方が良いと思います。	ご指摘踏まえ、「指定整備と同様、自事業場にて点検整備及び検査を行う必要があります。」とします。
47	関東運輸局	Q&Aについて、「Q. 年次検査の車両がOBD検査対象の場合は、OBD検査を実施するのですか。 A. 検査用スキャンツールをOBD検査モードで検査します。」→A. 指定整備時と同じく、自事業場で検査機器として届出している検査用スキャンツールを用いてOBD検査モードで検査します。	書きぶり訂正の提案です。	ご指摘踏まえ、「指定整備時と同じく、自事業場で検査機器として届出している検査用スキャンツールを用いてOBD検査モードで検査します。」とします。
48	関東運輸局	通達文(3)年次検査合格証の交付について、電子メール等とありますが、メール以外の手法はどこまで認められるか、通知文かQAにて明記すべきと思います。国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 第11条が該当するかと思います。	どの程度の手法が許されるのか不明確なため。	なお、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 第11条については、年次検査合格証の保存義務を法令により規定していないため、該当しません。
49	関東運輸局	通達文(5)自動車整備事業の取扱い及び指導要領→自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)	確認です。	ご意見を踏まえ、修正しました。
50	関東運輸局	通達文(5)において、自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)に準じるとの事ですが、どこまでの範囲と捉えれば良いでしょうか。	例えば適合証の交付状況の把握や不正防止対策等、年次検査合格証と置き換えて考えるには無理がある箇所もあるかと思います。	ご意見を踏まえ、修正しました。
51	関東運輸局	年次検査における検査員の証明とは「記名及び押印をすることによる」のみでしょうか。交付は電子メール等が認められるとあるので、紙をスキャン→電子化するのでは無く、最初からPDF等で作成されることも考えられますが、その際は記名のみで良いでしょうか。	確認です。	記名のみとしています。
52	関東運輸局	年次検査合格証の取扱いはいすべて保安基準適合証の取扱いに準じるということの理解で良いか。	「自動車整備事業の取扱い及び指導要領」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)及び「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」(平成18年3月2日付け、国自整第126号)についてすべて保安基準適合証と有るものは年次検査合格証と読み替えて良いのかの確認です。	年次検査合格証に係る部分はその他の扱いに該当しません。

53	関東運輸局	年次検査合格証を紙で作成する場合、整理番号を付した綴りとして作成するの か。 また、上記を要さないとした場合、書損の場合の処理や再交付の取扱い は保安基準適合証の取扱いに準じることがむずかしいと思われるため、取 扱いについて教示されたい。	確認です。	印刷や電子メールでの送付による交付を想定しており、整理番号による管 理は想定していません。記載ミスがあった場合の訂正及び印刷や電子メー ルによる依頼者への再交付は可能とします。
54	関東運輸局	紙で様式を作成することが可能とされているため、様式にサイズ等の規格を 明示すべきではないか。	事業者毎に取扱いのばらつきがないことが望ましいと考えます。	電子メールでの送付も可能としているため、サイズ等を定める必要はないと 考えます。
55	関東運輸局	年次検査の被義務者は使用者ではなく自動車運送事業者であるため、指 定整備工場にとつての依頼者は自動車運送事業者となるのか？ また、その場合、年次検査合格証と同様に概算見積書の交付、整備を要す 箇所の説明と整備作業の承諾及び定期点検記録簿の交付は自動車運送 事業者に対して行う義務があるとの理解で良いか。	確認です。	説明等は依頼者に行います。 依頼者は法人タクシー事業者ですが、当該法人タクシー事業者の管理の 下、自動車の使用者が指定整備事業者に依頼する可能性もあります。
56	関東運輸局	様式「年次検査合格証」は事業場毎に個別に用意することになるのか、自 動車整備振興会などで販売される予定などあるのか。	確認です。	国土交通省のホームページにて、年次検査合格証の様式を掲載しますの で、ご活用ください（FAQに追加）
57	関東運輸局	監査時に「自家用車活用事業の用に供する自家用車」と判断する術はある のか。（別表6での点検のみ実施されていた場合）	確認です。	指定整備記録簿の備考欄に基づき確認いただけます。
58	関東運輸局	様式「年次検査合格証」の交付印及び証明印は不要という認識でよろしい か。	確認です。	その通りです。
59	関東運輸局	様式「年次検査合格証」のサイズ規格は指定されていないという認識でよろ しいか。	確認です。	その通りです。
60	関東運輸局	（案文） 年次検査により、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車が保安基 準に適合する旨を自動 車検査員が証明したときは、年次検査合格証を依頼者に交付するものとす る。 ↓ （修正案） 年次検査により、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車が保安基 準に適合する旨を自動 車検査員が証明したときは、 指定自動車整備事業者が 年次検査合格証を 依頼者に交付するものとする。	明確化するために提案です。	ご意見を踏まえ、構成を見直しました。
61	関東運輸局	記(5)において処分基準に準じるとあるが、日整連宛ての課長通達に基づ き運輸局が処分することができるのでしょうか。	車両法に規定されていない違反行為に対して行政処分はできないと考えま す。	法的な位置づけが異なるため、「自動車整備事業者の行政処分等の基準に ついて」を全てそのまま読み替えて適用することはできませんが、準じて扱う こととしています。個別の事例により判断するため、かかる事例が発生した 場合は本省にご相談ください。
62	北陸信越運 輸局	年次検査合格証について、指定整備事業者において写しの保存までは求 めない（任意）とのことでよいか。	念のため確認です。	その通り（任意）です。
63	北陸信越運 輸局	年次検査合格証は、再交付が可能との理解でよいか。 可能な場合、再交付の規定が必要ではないか。	念のため確認です。 再交付の規定については、様式に再交付と記載させるなど、統一した取扱 いが必要と考えるため。	印刷や電子メールでの送付による交付を想定しており、整理番号による管 理は想定していません。記載ミスがあった場合の訂正及び印刷や電子メー ルによる依頼者への再交付は可能とします。
64	北陸信越運 輸局	入庫した車両が年次検査対象かどうか判断する方法をご教示いただきた い。	車検証の情報からは判断できないものと認識しています。 仮に年次検査未実施の車両が確認されたとき、タクシー事業者側が年次検 査の依頼を失念したのか、整備工場が依頼をされたにもかかわらず検査を 実施しなかったのか区別がつかず、責任の所在が曖昧となることを懸念しま す。	年次検査を受けるべき期間に年次検査を受けることが依頼者である法人タ クシー事業者の責務となります。 一方、両者のトラブル防止の観点から「自家用車活用事業における自家用 車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け、国自整第283号）及 び「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理につ いて」（令和8年6月1日付け、国自整第49号）」2.（3）に基づき年次検査を 受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備 事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に依頼 等を行うこと。」を追加しています。

65	中部運輸局	記)(1)の「道路運送車両法第94条の5第1項前段」の準用について、この場合の国土交通省令で定める技術上の点検とは、指定自動車整備事業規則第6条の規定により、自動車の区分に応じて行うこととなるが、この場合の区分の判断として、車検証上の自動車区分で基準を判断するのか、それとも「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」(令和6年国自整第283条。以下単に通達という。)の1.点検整備(1)②年次点検で点検するのか確認したい。 また、「指定自動車整備事業者による自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査の実施について(依頼)」(案)の(1)と(2)の関係が明確でなく、車検証上の自動車の区分と通達の年次点検の2つの点検の実施を求めているように受けとられかねないので、以下の修正案を提案いたします。 【提案】 (1)指定自動車整備事業者が年次検査を行う場合は、道路運送車両法第94条の5第1項前段及び第4項の規定に準じて行うものとする。この場合において、同条第1項中「国土交通で定める技術上の基準により点検し」とあるものは、「指定自動車整備事業規則第6条第1項第1号の基準により点検し」と読み替え、「保安基準適合証及び保安基準適合標準(第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証)」とあるのは、「年次検査合格証」と読み替えるものとする。 (2)削除 (以降番号繰り上げ)	道路運送車両法第94条の5第1項の点検基準が、通達で行うか不明なため提案します。	ご意見を踏まえ、修正しました。
66	中部運輸局	年次検査合格証の有効期間、保存期間及び再交付手順を明確にされたい。	確認です。	有効期間はありません。年次検査を受けるべき期間に年次検査を受けたことを証するものが年次検査合格証です。指定整備記録簿の記録・保存により指定整備事業者側の証票としていますが、控えを保存することは妨げません。印刷や電子メールによる依頼者への再交付は可能とします。
67	中部運輸局	年次検査合格証について、自動車整備事業の取扱い及び指導要領(令和2年4月1日付け、国自整第353号)に準じ、「自動車検査員の氏名」欄には、点検及び検査をおこなった全ての自動車検査員の署名及び押印を必要とし、本通(原本)を依頼者へ交付、写しを事業者控として保管する、との整理で問題ないでしょうか。	記(3)において、「電子メール等により年次検査を依頼した者へ年次検査合格証を送付等することをもって交付したものとする。」と規定されており、必ずしも本通(原本)を交付しなくても足りるものと解釈できるため。	検査員の署名・押印は不要です。年次検査合格証の控えを保管する必要はありません。ただし、指定整備記録簿の記録及び保管は必要です。
68	近畿運輸局	年次検査合格証について、発行する指定自動車整備事業者と自動車検査員の印が必要ではないか。	保安基準への適合性を証明する書類となることから、書類の真正性を確保する必要があると思慮。	法人タクシー事業者における偽造があった場合、指定整備記録簿によりその真偽を確認するため、不要と考えております。
69	近畿運輸局	年次検査合格証の写しを事業者において保存させるべきではないか。	保安基準への適合性を証明する書類となることから、発行したものの控えが発行元には必要と思慮。	当該年次検査に係る指定整備記録簿がその役割を果たします。
70	近畿運輸局	年次検査合格証に交付番号を付し、管理台帳を作成し、年次検査の指定整備記録簿との紐付けをしてはどうでしょうか。	事業者による適切な年次検査合格証の管理が必要と思慮します。	指定整備記録簿の記録・保存により指定整備事業者側の証票としています。台帳の作成等の負担とのバランスも考慮した上での事業者による適切な年次検査合格証の管理は妨げません。
71	近畿運輸局	年次検査合格証の様式(編集可能なファイル)について、ホームページに掲載いただきたい。	事業者から問い合わせがあると思われるため。	国土交通省のホームページにて、年次検査合格証の様式を掲載します。(FAQに追加)

72	近畿運輸局	自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について(平成18年3月2日付け、国自整第126号)に準じるとありますが、 ・道路運送車両法の基づく検査ではないため、行政処分はできないのではないのでしょうか。 ・行政処分や指導にあたっては監査等が必要と考えますが、監査等の実施の根拠条文は何になるのでしょうか。	道路運送車両法に基づいた検査ではないため、自動車整備事業者に対する行政処分、監査など道路運送車両法の法令に基づいた規定を準用はできないのではないのでしょうか。	法的な位置づけが異なるため、「自動車整備事業者の行政処分等の基準について」を全てそのまま読み替えて適用することはできませんが、準じて扱うこととしています。個別の事例により判断するため、かかる事例が発生した場合は本省にご相談ください。
73	中国運輸局	年次検査において、指定工場に「点検整備」を求める理由を確認したい。	年次検査は継続検査ではないため、指定工場からの問い合わせがあつた際の回答としたい。	年次検査は継続検査と同様に行うことを前提にしていることから、継続検査に係る指定整備に準じて、点検整備を実施した車両に対して年次検査を行うこととしています。
74	中国運輸局	(2)について、本来自家用車は別表第6に基づき点検整備を行うところ、自家用車活用事業の車両は、本件通達により別表第3へ切り替えて行うことでよいのか。 またそのため、自家用車の別表第6に基づく実施及び作成は不要でよいのか。	確認のため。	その通りです。(別表第3により点検整備を行っていただきます。)
75	四国運輸局	指定工場における年次検査を実施できる自動車検査員は当該事業場に選任されている自動車検査員ということでしょうか？	自動車検査員の資格は持っているが選任されていない者による実施が可能かの確認です。	その通りです。
76	四国運輸局	「年次検査合格証」の様式について、書面の大きさを明確にしてください。(例：日本産業規格A列4番)	要望です。	電子メールでの送付を含めている時点でサイズ等を定める意義はないと考えます。
77	四国運輸局	「年次検査合格証は電子メール等により送付等することをもって交付したものと」とあるが、電子署名等の改ざん防止措置が必要ではないか？	QAではPDF等とあるが、通達には記載がないため、エクセル等でメール送信すると容易に改ざん可能となる。	法人タクシー事業者における偽造があつた場合、指定整備記録簿によりその真偽を確認するため、不要と考えております。
78	四国運輸局	会員外事業者への周知方法と時期は？ (別途郵送費が配賦されるのか？事業場管理責任者講習と同じタイミングで良いか？)	確認です。	国土交通省のホームページにて、年次検査合格証の様式を含めて、関係通達を掲載する予定です。振興会の会員外事業者においては、ホームページを案内いただくなどにより周知ください。
79	四国運輸局	行政処分中(適合証交付停止中)の事業場は、「年次検査合格証」も交付出来ないという認識で間違いはないか？	確認です。	その通りです。(5)に追加しました。
80	九州運輸局	検査作業と整備作業の分業化が必要ですか。 分業化が必要であれば、どのような作業が区分されますか。	確認です。	年次検査は継続検査と同様に行うことを前提にしており、継続検査に係る指定整備に準じた取扱いとなります。
81	九州運輸局	年次検査合格証の交付は、事業場管理責任者が行うのでしょうか。	確認です。	年次検査は継続検査と同様に行うことを前提にしており、継続検査に係る指定整備に準じた取扱いとなります。
82	九州運輸局	年次検査合格証の交付する場合に年次検査合格証及び指定整備記録簿の他に確認をしなければならない書面があるのでしょうか。	確認です。	年次検査合格証及び指定整備記録簿の他に、自動車検査証、依頼者からの年次検査を受ける旨の書面等の確認が想定されます。
83	九州運輸局	訪問特定整備で点検整備後に年次検査のみを事業場にて行うことが出来ますか。	確認です。	年次検査は継続検査と同様に行うことを前提にしていることから、継続検査に係る指定整備に準じて、点検整備を実施した車両に対して年次検査を行うこととしています。
84	九州運輸局	自動車整備事業者に対する行政処分等の基準についてに準じて扱われるとなっていますが、特定整備に該当する違反の場合のみと考えてよいのでしょうか。	確認です。	法的な位置づけが異なるため、「自動車整備事業者の行政処分等の基準について」を全てそのまま読み替えて適用することはできませんが、準じて扱うこととしています。個別の事例により判断するため、かかる事例が発生した場合は本省にご相談ください。
85	九州運輸局	自動車整備事業者に対する行政処分等の基準についてに準じて扱われるとなっていますが、年次検査は、道路運送車両法の条文に書かれていないのに指定整備事業の違反となるのでしょうか。 また、道路運送車両法の条文を間違えなく読み替える方法があるのでしょうか。	確認です。	法的な位置づけが異なるため、「自動車整備事業者の行政処分等の基準について」を全てそのまま読み替えて適用することはできませんが、準じて扱うこととしています。個別の事例により判断するため、かかる事例が発生した場合は本省にご相談ください。

86	九州運輸局	(概要・FAQ)指定整備工場における年次検査の3ページの点検整備が赤字になっているのは、別表第3にて点検を行うためなのでしょうか。	確認です。	その通りです。
87	九州運輸局	年次検査合格証の控え等は、保存しなくてもよいのでしょうか。 また、交付台帳のようなものを作成しなくてもよいのでしょうか。	確認です。	指定整備記録簿の記録・保存により指定整備事業者側の証票としています。台帳の作成等の負担とのバランスも考慮した上での事業者による適切な年次検査合格証の管理は妨げません。
88	九州運輸局	年次検査の書面等による依頼に関して、その申込様式については、指定整備事業者にて定めるということでしょうか。 また、書面に限らず電磁的にやり取りを行うことも可能でしょうか。	今回の車両管理通達(国自整第283号)2.(4)により、法人タクシー事業者より指定整備事業者へ年次検査を依頼する必要があるため確認です。(自動車機構等においては申出書あり)	依頼者と指定自動車整備事業者の間でやり取る書面等については特段の様式を定めませんこととしました。 また、書面等には、書面のほかメール等の電子媒体による依頼を想定していますが、口頭は含まれません。
89	九州運輸局	年次検査合格証および年次検査依頼書について、指定整備事業者での書面等保存は必要でしょうか。	指定整備記録簿については2年間保存とあるため確認です。	不要ですが、保存することは妨げません。
90	九州運輸局	指定整備工場における年次検査については、検査だけではなく、自動車点検基準別表第3に基づく点検整備を行う必要があるところ、これをもって家用自動車の年次点検も兼ねるという理解でよろしいでしょうか。	年次検査合格証に加え点検整備記録簿の交付も行われると思われ確認です。	その通りです。
91	九州運輸局	年次検査の取扱については、通常の指定自動車整備に準じて行うこととされていますが、依頼者に対し概算見積書の作成ならびに交付は必要になるのでしょうか。	確認のため	年次検査は継続検査と同様に行うことを前提にしていることから、年次検査に係る指定自動車整備事業者に係る取扱いについては、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(令和2年4月1日付け、国自整第353号)」に準じるものとしています。依頼者と指定事業者間のトラブル防止の観点からも必要と考えます。
92	九州運輸局	年次検査の取扱については、通常の指定自動車整備に準じて行うこととされていますが、年次検査にかかる料金掲示についても、他の指定自動車整備にかかる料金同様に、見やすい位置に掲示していない場合は違反となるのでしょうか。	確認のため	違反とはなりません。年次検査に係る料金は、指定事業者において自由に設定いただけます。ただし、FAQに記載のように事前に料金を提示するなど依頼者との間でトラブルとならないように注意してください。

国自整第283号
令和6年3月29日
国自整第55号
令和8年6月1日
国自整第87号
改正 令和8年6月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い（令和6年3月29日、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）」3.（3）に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

（1）法人タクシー事業者は、自家用自動車について、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

①運行前点検（1日1回、自家用車活用事業の用に供する前に実施する点検）

・自動車点検基準別表第1

②中間点検（3か月ごとに行う基本的な点検）

・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」

なお、年次点検を行った場合は、中間点検に代えることができる。

③年次点検（12か月ごとに行う詳細な点検）

・自動車点検基準別表第3の「12か月ごと項目」

④開始前点検（自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前に行う点検）

・自動車点検基準別表第3の「3か月ごと項目」

・自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前3月以内に実施すること

なお、自動車点検基準別表第6による定期点検を行った場合は、開始前点検に代えることができる。

- (2)(1)②の規定にかかわらず、直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、次回の中間点検について、別添の点検項目とすることができる。
- (3)(1)に基づき中間点検、年次点検を自動車特定整備事業者に依頼をする場合には、その旨を書面等により行うこと。
- (4)法人タクシー事業者は、自家用自動車について(1)の点検整備が適切に行われていることを確認できる記録(点検整備記録簿の写し、電子データ等)を2年間保存すること。

2. 年次検査

- (1)法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法に基づく検査(以下「継続検査等」という。)に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間に、指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)に適合することの確認(以下「年次検査」という。)を受けること。ただし、初めて自家用車活用事業の用に供して一年が経過する日以後初めて受ける継続検査等の日までの間は、当該自家用自動車について年次検査を行うことを要しない。
- (2)(1)の期間内において、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車が続検査等により有効期間の更新をした場合又は当該自動車を自家用活用事業の用に供する他の法人タクシー事業者が実施した年次検査の結果を確認した場合には、年次検査を実施したものとみなす。
- (3)(1)に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。
- (4)年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官(検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査協会の軽自動車検査員)が、継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- (5)年次検査の結果、自家用車活用事業の用に供する自動車が保安基準に不適合とされた場合にあつては、法人タクシー事業者は、必要な整備を行い、再度年次検査を行い、保安基準に適合することを確認するまでは、当該自家用自動車を自家用車活用事業の用に供さないこと。
- (6)法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車の年次検査の記録(検査結果の写し、電子データ等)を2年間保存すること。

別添 1. (2) が該当する自動車の中間点検項目

点検箇所		
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの利き具合
	リザーバ・タンク	液量
走行装置	ホイール	(※1) タイヤの状態
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷
	エア・サスペンション	エア漏れ
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間
		作用
		液量
	トランスミッション及びトランスファ	(※1) 油漏れ及び油量
	デファレンシャル	(※1) 油漏れ及び油量
電気装置	点火装置	(※1)(※2) 点火プラグの状態
	バッテリー	ターミナル部の接続状態
原動機	本体	低速及び加速の状態
		排気の色
	潤滑装置	油漏れ
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷
		(※3) ガス容器及びガス容器付属品の損傷
車枠及び車体		緩み及び損傷

- ① (※1) 印の点検は、当該点検を行った日以降の走行距離が3月あたり2千キロメートル以下の自動車については前回の当該点検を行うべきとされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
- ② (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
- ③ (※3) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」の一部改正(案)に関する意見への回答

国土交通省物流・自動車局自動車整備課

番 号	提出機関名	意 見	理 由	コメント
1	日整連	「1. 点検整備」に以下の記載を追加されたい。 法人タクシー事業者は、(1)または(2)に基づく点検整備を自動車整備事業者に委託して行う際には、その旨を書面等により自動車整備事業者に依頼すること。	・依頼者からの申告が無い場合、自動車整備事業者においてはライドシェアタクシーとして使用している車両であるかの判断ができないため、通常の車両としての法定定期点検整備を行ってしまう可能性が高い。 ・「2. 年次検査」において改正案として「書面等により依頼を行うこと」とされているため、「1. 点検整備」についても同じ取扱いとされたい。	追加しました。
2	兵庫 振興会	2.(4)について	法人タクシー事業者は年次検査を受ける際にその旨を「書面等」にて依頼するところがあるが、「等」には「口頭」も含まれると解して良いか。 事業者には通常、口頭にて検査依頼があると考えられるため、	本規定は、通常の継続検査と異なる取扱いを行う年次検査に関するものであり、依頼者と指定事業者間のトラブル防止の観点から文字ベースによる書面等による依頼を定めたものです。 書面等には、書面のほかメール等の電子媒体による依頼を想定していますが、口頭は含まれません。 また、書面については指定事業者が依頼者に提示する見積もり(電子データを含む)など、文字ベースのもので代替いただくことも構いません。 このような観点から依頼者と指定事業者の間でやり取る書面等については特段の様式を定めないこととしました。
3	長野 振興会	出張検査場における年次検査の受検の可否について示されたい。	念のための確認。	基本的には出張検査場での年次検査は想定されませんが、自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会の出張検査においても要望があれば柔軟に対応したいと考えています。
4	長野 振興会	出張検査場において年次検査の受検が可能であった場合、その流れ等について詳しく示されたい。	当県においては出張検査場がある地域で自家用車活用事業が行われていることもあり、出張検査場で受検が可能であれば、適切に周知を図る必要があると思われるため。	個別にご相談の上、対応したいと考えています。
5	長野 振興会	当会会員の認証事業者が法人タクシー事業者から依頼を受けて年次検査を受検することはありうると考えられるが、その場合の検査予約は、支局の検査予約システムで予約することでよいか。	念のための確認。	支局、振興会の検査予約システムの別に限りません。
6	長野 振興会	当会会員の認証事業者が法人タクシー事業者から依頼を受けて年次検査を受検する場合は、点検整備を実施してから受検すべきと考えるがいかがか。	通常の継続検査の流れを踏まえての確認。	通常の継続検査と同様に、依頼者からの依頼に応じた対応になると考えられます。
7	愛知 振興会	(4)において書面等により依頼とされているが、デジタル化が推進されている現状において、新たに紙の書面を作成することには疑問がある。また、指定自動車整備事業者に対する依頼については、様式が定められていないため、口頭での依頼で差し支えないということか	確認です	本規定は、通常の継続検査と異なる取扱いを行う年次検査に関するものであり、依頼者と指定事業者間のトラブル防止の観点から文字ベースによる書面等による依頼を定めたものです。 書面等には、書面のほかメール等の電子媒体による依頼を想定していますが、口頭は含まれません。 また、書面については指定事業者が依頼者に提示する見積もり(電子データを含む)など、文字ベースのもので代替いただくことも構いません。 このような観点から依頼者と指定事業者の間でやり取る書面等については特段の様式を定めないこととしました。
8	北海道運輸 局	『年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整備事業者、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。』について、自動車機構及び軽自動車検査協会においては、「年次検査受検申出書」の様式が定められているが、指定工場への依頼は口頭で良いと解してよろしいか。	確認のため。	本規定は、通常の継続検査と異なる取扱いを行う年次検査に関するものであり、依頼者と指定事業者間のトラブル防止の観点から文字ベースによる書面等による依頼を定めたものです。 書面等には、書面のほかメール等の電子媒体による依頼を想定していますが、口頭は含まれません。 また、書面については指定事業者が依頼者に提示する見積もり(電子データを含む)など、文字ベースのもので代替いただくことも構いません。 このような観点から依頼者と指定事業者の間でやり取る書面等については特段の様式を定めないこととしました。
9	北海道運輸 局	「直近の継続検査等の日」とは、「受検日」ではなく「車検証有効期間の起算日」との理解でよろしいか。また、受検日では無いことを明記できないか。	「受検日」として読み取った場合、直前の検査が有効期間の満了する2ヶ月前に行われていれば最大4ヶ月のずれが生じ、読み手により年次検査を受けるべき期間への理解が異なるおそれがあるため。	「有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間」に修正しました。

10	関東運輸局	法人タクシー事業者が年次検査を依頼する際に書面等で行うことになっているが、指定自動車整備事業者に対して記載内容を含めてどのような書面で依頼するかを明確にしていきたい。	指定自動車整備事業者が年次検査の依頼と継続検査等の依頼を容易に判別できるようにするため。	本規定は、通常の継続検査と異なる取扱いを行う年次検査に関するものであり、依頼者と指定事業者間のトラブル防止の観点から文字ベースによる書面等による依頼を定めたものです。 書面等には、書面のほかメール等の電子媒体による依頼を想定していますが、口頭は含まれません。 また、書面については指定事業者が依頼者に提示する見積もり(電子データを含む)など、文字ベースのもので代替いただくことも構いません。 このような観点から依頼者と指定事業者の間でやり取る書面等については特段の様式を定めませんでした。
11	関東運輸局	・「11か月」を「10か月」に改正することにより、前回継続検査を2か月前倒し、かつ、継続検査から10か月後に年次検査を受ける車両を想定すると、年次検査からその次の継続検査まで約1年4か月の期間が空くケースが存在しますが、問題ないという理解でよいでしょうか。 ・またこの場合であっても、中間点検、年次点検はそれぞれ3か月ごと、12か月ごとに実施しなければならないため、「年次検査と年次点検を同時に実施する場合は前倒し続ける」、または、「次回の継続検査を前倒ししないのであれば年次検査と年次点検を別のタイミングで行う」ということが必要と考えますが、この理解で合っていれば、そのことが伝わりにくくないでしょうか。	年次点検と年次検査は同時に行うのが一般的であると考えられる中、年次検査の2か月の前倒し「可」という説明は、年次点検についても1年+2か月の期間が空いても許容されると理解する人がいると思われます。	「有効期間の満了する日から起算して、14か月前から12か月前までの間」に修正しました。
12	関東運輸局	「独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。」とあるが、運輸支局等からの審査依頼ではなく、「法人タクシー事業者」からの依頼で年次検査を実施することになるのか。	確認です。	その通りです。
13	関東運輸局	年次検査に合格した場合、指定自動車整備事業者であれば年次検査合格証を交付することとなるが、独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会が実施した年次検査に合格した場合、年次検査に合格したことを証する書面としてなにか交付するのか。	確認です。	それぞれ審査結果通知を交付すると聞いています。
14	近畿運輸局	法人タクシー事業者が指定整備工場の場合、自社で年次検査を実施することは可能か。	確認です。	可能です。

事務連絡
令和8年1月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」における
中間点検の取扱いについて

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」(令和6年3月29日付け、国自整第283号。以下「通達」という。)1.(1)②中間点検(3か月ごとに行う基本的な点検)については、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)別表第3の「3か月ごと項目」に則り実施することに加え、通達1.(2)に基づき、「直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、次回の中間点検について、別添の点検項目とすることができる」こととしている。(以下「簡略化された中間点検」という。)

今般、自家用車活用事業を行う事業者から簡略化された中間点検の取扱いについて明確化すべきとの指摘がなされているため、下記のとおり解釈を明確化することとする。なお、当該解釈の周知用の資料を別紙のとおり作成したので適宜活用されたい。

記

1. 簡略化された中間点検の実施については、法人タクシー事業者の指示の下、自家用車活用事業における自家用車の使用者が自ら実施して差し支えない。なお、法人タクシー事業者は、当該自家用車の構造、当該使用者の点検整備に係る技能、作業環境等により点検が難しい場合は、特定整備事業者に行わせる等により、中間点検が適切に実施されるよう措置すること。
2. 通達別添の「点検箇所」、「点検項目」に係る一般的な自動車について標準的な点検の実施方法の例は別添のとおりとする。

事務連絡
令和8年1月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」における
中間点検の取扱いについて

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」(令和6年3月29日付け、国自整第283号。以下「通達」という。)1.(1)②中間点検(3か月ごとに行う基本的な点検)については、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)別表第3の「3か月ごと項目」に則り実施することに加え、通達1.(2)に基づき、「直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、次回の中間点検について、別添の点検項目とすることができる」こととしている。(以下「簡略化された中間点検」という。)

今般、自家用車活用事業を行う事業者から簡略化された中間点検の取扱いについて明確化すべきとの指摘がなされているため、下記のとおり解釈を明確化することとする。なお、当該解釈の周知用の資料を別紙のとおり作成したので適宜活用されたい。

記

1. 簡略化された中間点検の実施については、法人タクシー事業者の指示の下、自家用車活用事業における自家用車の使用者が自ら実施して差し支えない。なお、法人タクシー事業者は、当該自家用車の構造、当該使用者の点検整備に係る技能、作業環境等により点検が難しい場合は、特定整備事業者に行わせる等により、中間点検が適切に実施されるよう措置すること。
2. 通達別添の「点検箇所」、「点検項目」に係る一般的な自動車について標準的な点検の実施方法の例は別添のとおりとする。

別添：自家用車活用事業における自家用車の簡略化された中間点検項目及び実施方法の例

点検箇所		点検項目	点検の実施方法の例
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	○定められたプーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ベルト全周にわたって内側、側面に著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	○乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検します。 ○ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検します。
	リザーバ・タンク	液量	○リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MIN など)にあるかを点検します。 ○リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検します。
走行装置	ホイール	(※1)タイヤの状態	○リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検します。必要がある場合にはスペア・タイヤについても点検します。 ・タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石及びその他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、かつ、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検します。 ・タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又はタイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検します。

			○タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあつては、当該装置に係る空気圧表示の目視確認により、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	○ホイール・ナット、ホイール・ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検します。
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	○リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検します。
	エア・サスペンション	エア漏れ	○エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検します。 ○リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検します。
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	○リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 ・取付部に損傷がないか。
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	○クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあつては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検します。 ○レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (無調整式レリーズ・シリンダの場合は点検は不要です。) ○アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを

			踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。
		作用	○アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検します。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検します。 ○クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検します。
		液量	○リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検します。
トランスミッション及びトランスファ	(※1)油漏れ及び油量	(油漏れの点検) <M/T車> ○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部から油漏れがないかを目視などにより点検します。 <A/T車> ○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からの油漏れがないかを目視などにより点検します。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検します。 (油量の点検) <M/T車> ○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどして油量を点検します。(油漏れがなければ、油量は正常と判断して、この点検を省略できます。) <A/T車> ○水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレ	

			ーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後 P レンジ(車両によっては、N レンジ)に戻します。そして、レベル・ゲージにより油量を点検します。 (トランスミッションオイルのレベル・ゲージがない場合には、この点検は不要です。) ○レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検します。
	デファレンシャル	(※1)油漏れ及び油量	○リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺から油漏れがないかを目視などにより点検します。 ○リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどして油量を点検します。 (油漏れがなければ、油量は正常と判断して、この点検を省略できます。)
電気装置	点火装置	(※1)(※2)点火プラグの状態	○点火プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を行います。 ・電極に汚れ、損傷及び摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検します。 ・中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップ・ゲージなどにより点検します。
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	○ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検します。
原動機	本体	低速及び加速の状態	○エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。 また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検します。 ○エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、

			ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
		排気の色	<ガソリン車、LPG 車> ○エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドル回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検します。 <ディーゼル車> ○エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検します。
	潤滑装置	油漏れ	○リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどから油漏れがないか。 ・オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないか。
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	○定められたプーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検します。 ○ベルトの全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。
		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、次の点検を行います。 ・ベーパーライザ、導管及び継手部に石けん水を塗るなどの方法により、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ・導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。
		(※3)ガス容器及びガス容器付属品の損傷	○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、目視などにより、次の点検を行います。 ・容器の一部又は全部に膨張又は変形を生じていないか。 ・容器表面に変色又は局所的な損傷がないか。

		いか。 ・継目なし容器の場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないか。 ・複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないか。 ・ネックリングがある容器の場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪みなどの変形がないか。
車枠及び車体	緩み及び損傷	○リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット及びボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検します。 ○ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検します。

①(※1)印の点検は、当該点検を行った日以降の走行距離が3月あたり2千キロメートル以下の自動車については前回の当該点検を行うべきとされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

②(※2)印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

③(※3)印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

④本表は、一般的な自動車について標準的な点検の実施方法の例を定めたものであり、自動車メーカー等のユーザーマニュアル等も参照しつつ、自家用車活用事業の用に供される自家用自動車に応じて点検の実施方法の例に掲げる以外の方法での点検を妨げるものではない。

⑤自家用車活用事業の用に供される自家用自動車が本表の点検箇所を備えていない場合にあっては、当該点検箇所の点検を省略することができる。

日本版ライドシェアの中間点検※は ドライバー自身でも可能です！

※簡略化された中間点検の場合



国土交通省通達「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付け国自整第283号）」に基づき、所定の要件を満たした場合の簡略化された中間点検（簡略化点検）は、ドライバー（使用者）による点検も可能です。

（所定の要件）

直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車

Q1：ドライバーでの簡略化点検実施にあたり注意点はありますか？

ライドシェア事業者は自家用自動車の点検整備の実施に責任を負うことからドライバーに対して簡略化点検の実施にあたり適切な指示を行うとともに、点検が適切に行われていることを確認できる記録をドライバーから入手する必要があります。

Q2：必ずドライバーが実施しなければいけませんか？

必ずしもドライバーの方が実施する必要はございません。ドライバーが点検の知識や工具が無いなど不安な場合は無理にドライバーに簡略化点検を実施させず、整備工場等に依頼することをお勧めします。

Q3：特殊な構造の自動車ですが自身による中間点検は可能ですか？

特殊であろうと制限はございませんが、不安な場合は知見のある整備工場等に依頼することをお勧めいたします。

別添

国 自 整 第 49 号
令和 8 年 6 月 1 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局 自動車整備課長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和 8 年 6 月 1 日、国自旅第 37 号）」別紙 6.
に基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通達したので、本取扱いに関して了知いた
ただくとともに、貴会傘下会員（組合員）に対し周知方お願いいたします。

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について

「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和 8 年 6 月 1 日、国自旅第 37 号）」別紙 6. に
基づき車両整備管理に関する取扱いを以下の通り定める。

1. 点検整備

法人タクシー事業者は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車（内燃機関を搭載しない
もの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下「軽自動車タクシー」という。）について、道
路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）及び自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令
第 70 号）に基づき、以下の点検を行い、必要な整備を行うこと。

- ①日常点検整備（法第 47 条の 2）（1 日 1 回、運行開始前に実施する点検）
 - ・ 自動車点検基準別表第 1
- ②定期点検整備（法第 48 条）（3 か月ごとに行う定期点検）
 - ・ 自動車点検基準別表第 3

2. 年次検査

- （1）法人タクシー事業者は、軽自動車タクシーについて、法に基づく検査（以下「継続検査等」という。）
に加えて、有効期間の満了する日から起算して、14 か月前から 12 か月前までの間に、指定自動車整
備事業者又は軽自動車検査協会に当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省
令第 67 号。以下「保安基準」という。）に適合することの確認（以下「年次検査」という。）を受け
ること。
- （2）（1）の期間内において、当該自動車が継続検査等により有効期間の更新をした場合には、年次検
査を実施したものとみなす。
- （3）（1）に基づき年次検査を受ける際には、その旨を書面等により当該年次検査に係る指定自動車整
備事業者又は軽自動車検査協会に依頼等を行うこと。
- （4）年次検査は、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会の軽自動車検査員が、継
続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することにより行うこと。
- （5）年次検査の結果、当該自動車が保安基準に不適合とされた場合にあっては、法人タクシー事業者
は、必要な整備を実施のうえ、再度年次検査を受検し、保安基準に適合することを確認するまでは、
旅客を運送する自動車運送事業の用に供さないこと。
- （6）法人タクシー事業者は、当該自動車の年次検査の記録（検査結果の写し、電子データ等）を 2 年間
保存すること。

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 自動車整備課長

運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応について
(依頼)

タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送(以下「自家用車活用事業」という。)に供する自家用車の車両整備管理については、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて(令和6年3月29日付け、国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号)」3.(3)に基づき、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について(令和6年3月29日付け、国自整第283号。以下単に「通達」という。)」において定めたところ。

通達2.(1)において、法人タクシー事業者は、自家用車活用事業の用に供する自家用自動車について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条に基づく検査(以下「継続検査」という。)に加えて通達に基づく年次検査(以下単に「年次検査」という。)を行い、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)の適合性を確認することとしており、当該年次検査は、通達2.(4)において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構(以下「自動車機構」という。)の自動車検査官(検査対象軽自動車にあっては軽自動車検査協会の軽自動車検査員)が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認するものとしている。

このうち、自動車機構における年次検査については、継続検査との手続の流れを可能な限り変えないとの観点から運輸支局及び自動車検査登録事務所(神戸運輸監理部兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局陸運事務所及び運輸事務所を含む。以下「運輸支局等」という。)の窓口における取扱いを下記のとおり定めたので、適切かつ円滑に年次検査の実施に協力されたい。

記

運輸支局等における自家用車活用事業の用に供する自家用車の年次検査に係る対応

- (1) 年次検査に関しては、自動車機構と協力し、業務の適正かつ能率的な実施の確保を図るものとする。

- (2) 年次検査を含む検査業務の円滑な処理及びユーザーの利便の確保を図る観点から、年次検査は予約により行うことを原則とする。
- なお、予約台数の設定については、継続検査の予約台数を考慮に入れたうえで、必要に応じて自動車機構との協議により行うものとする。
- (3) 自動車機構における年次検査並びに当該年次検査の予約及び予約確認は、継続検査に準じた方法(検査の予約確認及び運輸支局等から自動車機構への審査依頼(以下「検査受付業務」という。)を職員に代わり行う装置による検査受付業務を含む。)により行われることから、年次検査に際し、運輸支局等の窓口において自動車機構が定める年次検査受検申出書(以下「申出書」という。)の提出があったときは、申出書、自動車検査証、自動車検査票に不備(年次検査受検申出書又は自動車検査票に自動車機構が定める年次検査の手数料額の自動車審査証紙の貼付が確認できないものを含む。)がないことを確認したうえ、申出書の予約確認欄に官署及び日付を表示した印を押印して予約確認を行うものとする。
- (4) (3)による予約確認を行う際には、申出書、自動車検査証及び検査票を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。

以上

国 自 整 第 50 号
令和 8 年 6 月 1 日

軽 自 動 車 検 査 協 会 理 事 長 殿

国土交通省物流・自動車局
自 動 車 整 備 課 長

一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の年次検査について（依頼）

法人タクシー事業者が使用する、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する軽自動車の車両整備管理については、「タクシー事業における軽自動車の活用について（令和 8 年 6 月 1 日、国自旅第 37 号）」別紙 6. に基づき、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和 8 年 6 月 1 日、国自整第 49 号。）以下単に「通達」という。）」において定めたと

ころ。
通達 2.（1）において、法人タクシー事業者は、軽自動車タクシー（内燃機関を搭載しないもの又は福祉輸送サービスの用に供するものを除く。以下同じ。）について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく検査（以下「継続検査等」という。）に加えて、当該自動車を提示し、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）の適合性の確認を受けることとしており、当該年次検査は、通達 2.（4）において、指定自動車整備事業者の自動車検査員又は軽自動車検査協会（以下「軽検協」という。）の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準への適合性を確認するものとしている。

については、軽検協における軽自動車タクシーの年次検査の実施に係る取扱いを下記のとおり定めたので、適切かつ円滑に年次検査を実施されたい。

記

1. 手数料額等

年次検査の実施に要する軽検協に納付する手数料（消費税相当分を含む。）は、車両提示時の継続検査等と同額（技術情報管理手数料金額分を除く。）とし、当該手数料については、あらかじめ軽検協のウェブサイト等に公表すること。

なお、年次検査は、法令に基づくものではないことから手数料に係る税の取扱いについては留意すること。

2. 検査予約・予約確認

年次検査の予約及び予約確認は、車両提示時の継続検査に準じた方法により行うこと。

なお、軽検協の窓口においては、軽検協が別途定める年次検査受検申出書の予約確認欄に受付印を押印することにより、予約確認処理を行うものとする。

3. 年次検査の実施方法等

- (1) 年次検査は、車両提示時の継続検査等と同じ方法により保安基準の適合性を確認すること。この場合において、当該保安基準の適合性の確認には軽自動車検査協会検査事務規程 2-10 で定める確認事項を除く。また、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添 124 の適用については、同別添中「法第 62 条第 1 項の規定による継続検査」とあるのは、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和 8 年 6 月 1 日、国自整第 49 号）による年次検査」と読み替えるものとする。
- (2) 年次検査の結果、保安基準に適合（OBD 検査の合格を含む。）する場合は、検査票等を回収するとともに、その結果について書面により年次検査を受検する者（以下「受検者」という。）に通知すること。なお、当該書面には、車両番号、車台番号下 3 桁、検査年月日、検査実施事務所名及び検査結果の記載を行うこと。
- (3) 年次検査の結果、保安基準不適合（OBD 検査の不合格を含む。以下同じ。）の項目がある場合は、必要な整備を行ったうえで再度年次検査を受検し合格しなければ、当該自動車を旅客を運送する自動車運送事業の用に供することはできない旨を受検者に通知すること。その際の運行に係る取扱いは、保安基準第 56 条第 3 項の規定を適用するものとする。
- (4) 年次検査当日の再入場については、軽自動車検査協会検査事務規程 2-11 の継続検査を準用するものとし、その場合においては、手数料の納付を要しないこととする。
なお、上記によらない場合は、再度受検を行うのものとして改めて手数料の納付を行わせること。
- (5) 年次検査の結果、保安基準不適合の項目がある場合であって、「当該自動車の使用を停止する必要があると認めるとき」には、軽自動車検査協会検査事務規程 3-4-4 の規定に準じて、使用の停止の措置を講じること。
- (6) 年次検査の結果、受検車両が道路運送車両法第 67 条第 1 項の規定に該当した場合は、受検者へ自動車検査証の記録変更等が必要な旨を説明し、受検者が変更を希望した場合は、適切に対応すること。
- (7) 年次検査の検査記録（検査票等や電子データ等）は、2 年間保存すること。

4. その他

- (1) 年次検査に関する問合せ（保安基準適合性に関する問合せを除く。）に対しては、最寄りの運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部並びに沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）を案内すること。
- (2) その他、本通達に基づく具体的な運用については、運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽検協関係者で協議し実施すること。

以上

自家用車活用事業（ライドシェア）にかかる年次検査 FAQ

Q1. 年次検査とは？

A. タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（自家用車活用事業）に使われる自家用車が受ける検査になります。

<参考>

「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付け国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け国自整第283号）

Q2. 年次検査はどのタイミング受ける必要があるのですか？

A. 直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過するまでの間に受ける必要があります。

Q3. 年次検査の対象者（申出者）は誰ですか？

A. 自家用車活用事業の許可を受けた法人タクシー事業者が対象になります。

Q4. 年次検査はどこで受けられますか？

A. 指定自動車整備工場、自動車技術総合機構（軽自動車を除く）又は軽自動車検査協会（軽自動車に限る）の事務所で受けることが可能です。

Q5. 個人ドライバーが直接年次検査申し出ることができますか？

A. 申出者は自家用車活用事業の許可を受けた法人タクシー事業者になります。

Q6. 車検有効期間は延びる？

A. 延びません。継続検査による更新とは別の取扱いになります。

Q7. 本取扱いの適用時期は？

A. 令和 8 年 3 月 1 日より適用されます。

（自動車技術総合機構で年次検査を受検する場合の取扱い関係）

Q8. 予約方法は？

A. 継続検査と同様の方法で予約・予約確認（自動車検査受付装置、窓口押印等）を実施します。予約を取得する際の枠は「継続」を使用してください。

Q9. 検査に必要な書類は？

A. 自動車検査証、手数料額の審査証紙、自家用車活用事業の許可を受けた法人タクシー事業者が作成した「年次検査受検申出書（独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程_様式 1）」及び検査票になります。
※納税証明証・自賠責保険証・重量税印紙・継続検査 OCR 申請書は不要です。

Q10. 手数料はいくら？支払い方法は？課税は？受検可能回数は？

A. 普通 1,600 円／小型 1,500 円（消費税相当分含む）になります。
支払い方法は自動車審査証紙を用います。
年次検査は道路運送車両法に基づく法令検査ではないため課税対象となります。そのため、検査の結果通知と併せて領収書を交付します。
手数料 1 回分につき検査コースへの再入場は 2 回までとなり、それ以上の検査をする場合（再受検時）は、新たに同額の手数料が必要になります。

Q11. 再入場時、再受検時の領収書の扱いは？

A. 領収書は初回の結果通知と併せて交付しますので再入場（再検査）時には交付しません。再入場の上限（2 回）を超えて受検する場合（再受検時）は改めて領収書を交付します。

Q12. 証紙を購入した時とは別に領収書を発行する必要があるのか？

A. 今回、機構が発行する領収書は、受検者が仕入れ税額控除を受けるための「適格請求書」です。消費税課税対象となる年次検査（役務）を提供する当機構は、インボイス制度上、適格請求書の交付義務を負うため、領収書を発行することとなります。